

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項の公表について
(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令255号)第4条第2項第1号に基づく公表)

単位:千円

基金の名称	山梨県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金		
基金設置法人名	山梨県		
基金の額		今回造成額	139,541千円
		造成完了時における残高	139,541千円
	(うち国費相当額)	今回造成額	139,541千円
		造成完了時における残高	139,541千円
基金事業等の概要	ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金交付要綱(令和3年3月3日文部科学大臣決定)に基づき、新型コロナウイルス感染症対策を実施することにより、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全・安心な運営を確保するため、基金を山梨県に造成し、当該基金の活用をするものである。		
その他の事項	①本基金は、新型コロナウイルス対策事業の終了後、速やかに基金事業を終了するものとし、その時点で基金を解散することとしている。 ②本基金は公募を行うものではないことから、申請方法などの規定は、特段定めのないものとする。		